

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和7年度 第2回 松阪市建築審査会
2. 開催日時	令和8年2月26日(木) 13時30分から14時40分まで
3. 開催場所	松阪市教育委員会事務局 教育委員会室
4. 出席者氏名	委員 大井 隆弘(会長)、倉田 巖圓、松本 裕子、 太田 寿弘、山口 高慶、福島 ひろみ 事務局 建築開発課 参事 水越 敏 課長補佐 大河内 英寿 指導防災係長 北村 みさき 指導防災係主任 中島 侑也 指導防災係主任 野呂 壮平 審査係主任 澁谷 和彦
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担 当	松阪市建設部建築開発課 担当者 澁谷 電 話 0598-53-4071 F a x 0598-26-9118 e-mail kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- 議案第1号 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可にかかる同意
- 議案第2号 建築基準法の適用について(式年遷宮に伴う建築基準法の取扱い)
- 報告事項 建築審査会包括同意による許可案件について

議事録 別紙

令和7年度 第2回 松阪市建築審査会 議事録

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度 第2回 松阪市建築審査会を開催します。

本審査会の成立について、本審査会は、松阪市建築審査会条例第4条により「委員の2分の1以上の出席」を成立要件としております。本日は、北委員が所用のため欠席されていますが、全委員7名のうち、6名の委員の出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立していることをご報告させていただきます。

また、公開・非公開について、本審査会は、松阪市が定める「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」に基づき、公開とさせていただきます。

このあとの議事進行につきましては、本審査会条例第4条により、「会長は、会議の議長となる」とされておりますので、大井会長に進行をお願いいたします。

○ 議案第1号 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可にかかる同意

(会長) 議案第1号 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会長) それでは議案第1号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(委員) 令和2年に、もうすでに許可を行っているのか。

(事務局) 令和2年に、隣の現状建っている建物を、個別に法第43条の許可を行っている。

(委員) 特に問題が発生していることはないか。

(事務局) 特にない。

(委員) 既存道路からずっと4メートル以上の空地で、申請敷地の手前で2.8メートルに狭くなっているのが審査会に諮られたが、これがもし4メートルの幅員の道路に2メートル接道していれば、そもそも審査会に諮らなくても良いということか。

(事務局)　そうです。4メートル以上の空地となりますので認定の対象となる。認定であれば工場は建築が可能となるので審査会に諮る必要はなく、建築は可能となる。

(委員)　接道というか、道に接しているところは、本来2メートルだとか、4メートルでもよかったのかもしれないが、安全上の点から工場という用途なのでより厳しくセットバックしてもらったという理解か。それを今回の審査会に諮るとのことか。

(事務局)　そうです。

(委員)　交通量の増加はないということだが、作業空間は増えるけれど配送自体は回数が増えることは無いか。

(事務局)　早朝に生花の搬入があって夕方に搬出が行われる。現状と変わらない。

(委員)　神社は高台に建っているのではなくてフラットな場所か。

(事務局)　地盤レベルとしては、ほとんど一緒である。

(会長)　他にご意見、ご質問等もないようですので、議案第1号について、同意してもよいか。

(委員)　(異議なし)

(会長)　議案第1号について、同意することとする。

○ 議案第2号 建築基準法の適用について（式年遷宮に伴う建築基準法の取扱い）

(会長)　議案第2号 建築基準法の適用について、事務局から説明をお願いします。

なお、本議案は諮問案件で、式年遷宮に伴う建築基準法の取扱いに関して、同意を求めるものではなく、委員の皆様の意見を集約して、審査会の意見として答申するものです。

(事務局)　(パワーポイントによる説明)

(会長)　ただいまの説明について、何かご不明な点はありませんか。

(委員) 場所は都市計画区域内か。

(事務局) 都市計画区域内で市街化調整区域です。

(委員) 過去から類推適用しているようで、法的には少し不安定な判断となっている。類推適用すると英断しているのは特定行政庁である。

文化庁などが法的に適用除外に結び付けるべきという意見があるので、神宮司庁に対して文化庁への働きかけを要望している。

(委員) 伊勢 120 棟、松阪 4 棟となっているが、これはあくまで棟数か。

(事務局) 棟数です。あくまで建築物として数えた棟数です。

(会長) 他にご意見、ご質問等もないようですので、議案第 2 号について、審査会として「異存なし」で答申してもよいか。

(委員) (異議なし)

(会長) 議案第 2 号について、「異存なし」で答申することとする。

○ 建築審査会包括同意による許可案件について

(会長) 建築審査会包括同意による許可案件について、事務局から報告をお願いします。

なお、本件は「建築審査会包括同意基準」に基づき、すでに許可された案件について、報告を受けるものです。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会長) ただいまの報告について、何かご不明な点はありませんか。

(委員) (なし)

(会長) 「建築審査会包括同意による許可案件について」はこれで終了いたします。

議事録の署名については、倉田委員と松本委員をお願いします。

(事務局) 令和 7 年度 第 2 回 松阪市建築審査会を終了します。